

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 令和5年5月26日（金）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出席者 鯉渕教育長 中上委員 森委員 四王天委員 大塚委員 木村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和5年5月26日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和4年度の実施状況について
- 3 審議案件
教委第15号議案 横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について
教委第16号議案 横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針（原案）について
教委第17号議案 教職員の人事について
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉渕教育長

それでは、ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。4月21日の会議録の署名者は木村委員と四王天委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、5月11日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

木村教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 5/17 本会議（第1日）正副議長選挙その他議会の構成
- 5/22 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）
- 5/24 本会議（第2日）議案上程、質疑、付託

教育次長の木村です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、5月17日に本会議第1日目が開催されました。主な内容は、正副議長の選挙、その他議会の構成についてでございます。

5月22日に市会常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催され、教育長が令和5年度の事業概要を説明し、質疑が行われました。また、常任委員のメンバーが変わり初めての委員会ということで、中上委員、森委員、四王天委員、大塚委員が出席し、教育長から御紹介いたしました。

5月24日に本会議第2日目が開催され、議案上程、質疑、付託が行われました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

- 「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和4年度の取組状況について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらは、前回の教育委員会定例会から本日までの間についての報告はございません。

次に、報告事項として、この後、所管課から「『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和4年度の取組状況について」報告いたします。

私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。何か御意見・御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

特になければ、次に「『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和4年度の取組状況について」所管課から報告いたします。

近藤人権健康
教育部長

人権健康教育部長の近藤でございます。よろしく申し上げます。「『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和4年度の取組状況について」御報告させていただきます。資料を用いての御説明は、所管課長の住田からさせていただきます。

住田人権教育・
児童生徒課長

人権教育・児童生徒課長の住田です。それでは、「『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和4年度の取組状況について」御報告させていただきます。このA3判資料の両面で説明するところを指し示し、途中で補足の説明を挟みながら御説明させていただきます。

まず、1行目です。平成29年3月に公表した「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」に掲げる8項目34の取組について、横浜市いじめ防止基本方針の徹底を図り、学校と教育委員会事務局が一体となって進めています。表面が「学校の取組」、裏面が「教育委員会事務局の取組」の2つの視点で、令和4年度の取組状況を御報告いたします。

まず「1 学校の取組」です。「(1)『学校いじめ防止対策委員会』による組織的対応の徹底」です。暫定値ではありますが、市立小中学校（義務教育学校を含む485校）における令和4年度のいじめ認知件数は12,331件となり、前年度に比べ3,964件（63.2%）増加しました。右下のグラフを御覧ください。「いじめ認知件数」の推移を平成27年度から連続してここに挙げておりますが、右端の今年度、令和4年度は12,331件となっております。この認知件数といいますのは、その下に「学校いじめ防止対策委員会の組織図」というものがあり、この中で組織的に認知した数字となっております。

本文に戻ります。いじめ防止対策推進法において、いじめは「心身の苦痛を感じている」という本人の主観的な判断に依拠して定義されております。国は、「いじめの認知件数が多い学校は解消へ向けた積極的な取組がなされている」という肯定的な評価をする」と示しております。国は、このように認知件数を評価しておりますが、この数の大幅の増加というのは、その分だけ子供が苦しんでいると言いますか、心身の苦痛を感じている子供がいるということにほかなりません。そのことにつきましては非常に重く捉えておりまして、なおさら早期発見、早期対応に取り組んでいく所存でございます。

その「学校いじめ防止対策委員会の効果的な実践例」を、その下の四角の中に示しております。例えば一つ目、全教職員参加による学校いじめ防止対策委員会を毎月実施し、当該児童生徒の被害性に着目したいじめ認知のプロセスを共有することで、全学年のいじめの早期発見、早期対応の取組が進んでおります。また、一番下、学校いじめ防止対策委員会に指導主事が参加し、積極的に認知するだけではなく、いじめの解消まで組織的に進捗管理を行う取組が進んでおります。その学校いじめ防止対策委員会の組織の中で中心的な役割を担っているのが、児童支援専任教諭、生徒指導専任教諭でございます。ここにつきましては、後ほど説明させていただきます。

「(2)再発防止のための教職員研修の実施」です。3行目、いじめ重大事態の調査結果（公表版）を活用して、いじめ防止対策の再点検といじめ問題等への取組の徹底を全校へ周知いたしました。また、放射線・被災地理解では、福島県へ教員を派遣し、被災地理解を進める教育や放射線教育について学ぶ研修を、3

年ぶりに現地で開催いたしました。

「(3) 子ども主体のいじめ未然防止の取組」です。一つ目は、「横浜子ども会議」です。これは、会議という名称になっておりますが、各学校における子ども主体のいじめ未然防止の取組のことでございます。各学校だけではなく、中学校ブロックでの話し合いや各校での実践を、令和3年度まで中止しておりました区の交流会等で開催しております。二つ目、「子どもの社会的スキル横浜プログラム(Y-P)の活用推進」です。子どもの社会的スキル横浜プログラム(Y-P)は、子どものコミュニケーション能力や人間関係を築く力(子どもの社会的スキル)を育むために、本市が開発した独自の指導プログラムです。教員が子どもや学級の状況を把握するための「Y-Pアセスメント」とコミュニケーション能力等を身に付けるための「指導プログラム」からできています。令和4年度から、Y-Pアセスメントの年間2回以上の実施を学校年間計画に位置付けました。令和4年度の実施結果は、小学校93.8%(前年比17.6%増)、中学校76.4%(前年比47.8%増)となり、特に中学校で大幅に増加しましたが、全校実施に向け、更に学校を支援していきたいと思っております。

裏面を御覧ください。「2 教育委員会事務局の取組」です。「(1) 学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援」です。一つ目、「指導主事による支援」です。先ほどの数にありました、学校が認知したいじめの事案に対して、指導主事による学校訪問や課題解決支援チームの派遣などにより、学校の組織的対応を支援しています。この課題解決支援チームといいますのは、指導主事(学校担当、課題別担当)、SSW、学校支援員など、必要に応じて心理学や教育学等の専門家などが入ります。二つ目、「スクールソーシャルワーカー(SSW)による支援」です。1行目からです。児童生徒や保護者の心情に寄り添い、それぞれのニーズや当事者間の関係性等に着目した課題整理を行い、福祉的側面から解決に向けた支援や再発防止等を図っています。三つ目、「法律の専門家による支援」です。積極的に弁護士による法律相談を活用しています。令和4年度は、245回の支援実績があります。

「(2) 学校では解決困難な事案に対する『緊急対応チーム』による支援」です。いじめの早期解決を図るため、課長、係長、指導主事(学校教育事務所兼務4人)、社会福祉職で構成する「緊急対応チーム」を教育委員会事務局(人権教育・児童生徒課)に設置しています。少し飛びまして、「また」の次です。いじめに対する学校の取り組みが円滑に進むよう、好事例を紹介した新たなリーフレットの作成を行いました。また、そのリーフレットを活用して研修を実施したりするなど、引き続き学校への支援を積極的に行ってまいります。

「(3) 児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備」です。これは小学校ではありますが、教科分担制の導入によって学年経営力強化の取組を、小学校高学年を中心に188校で実施いたしました。教科分担制のイメージは、右の図にありますように、中学校の教科担任制とは違いまして、主に学年の中で1組、2組、3組のそれぞれの担任が教科を分担して行っている。それが教科分担制になります。令和7年度の全校実施を目指し、令和5年度も更に実施校を拡充して235校が取り組みます。

「着実な取組に向けて」です。「いじめ防止市民フォーラム」についてです。横浜子ども会議10周年を迎えまして、令和4年12月に「いじめ防止市民フォーラム」を行いました。市立学校の代表校が集まり、ブースごとに分かれてポスターセッション形式で「いじめ防止の取組」について発表し合いました。その後、「いじめをなくすために、私ができること」という形で協議を行いました。そこでの児童生徒の声を少し拾っておりますので、読み上げさせていただきます。

「人によって、感じ方や考え方は違う。お互いを尊重しながら、しっかりと関わっていくことが大切。」「自校の取組が、本当にいじめの防止につながっているのか改めて考える必要がある。」「今日のように、みんなでいじめについて話し合うことで気づくことがたくさんある。」というような声を受けまして、今年度も各区において横浜子ども会議は行われますが、そういう意味では、この話し合うということを中心に、各学校で取り組むように発信しております。

最後に、「校内児童生徒支援体制の充実」について、「児童支援専任教諭の授業等を軽減するために配置されている非常勤職員の常勤化の拡充」です。小学校（義務教育学校前期課程を含む）においては、専任教諭が校内で組織的ないじめ対応の中心的役割を担うことができる条件を整えるために、授業時間数軽減のための非常勤職員の常勤化に取り組んでおります。令和5年度をもって小学校等の全校に児童支援専任教諭を定数配置いたしました。また、右の四角の中に「特別支援教育コーディネーターとの兼務」とあります。小学校は以前から兼務しているのですが、中学校でも令和5年度より、生徒指導専任教諭が特別支援教育コーディネーターを兼務することになっております。付け加えますと、この児童支援専任教諭というのは、横浜市独自の取組ですが、中学校で50年、小学校で10年の歴史があります。以上で説明は終わります。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

森委員

御報告ありがとうございます。今の御説明は、「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」に掲げる8項目34の取組に基づいた報告と理解しておりますが、報告としても内容としまして、より一歩踏み込んだものが必要で、十分とは言えないと思っております。いじめ認知についてですが、これだけ増えたのは積極的な認知がなされたからという御説明もありました。そして同時に、心身の苦痛を感じている方がこれだけ増えていて重く捉えているという御報告もありました。それに対して様々なことに取り組んできたともありますが、最後の御説明にあった問題行動の未然防止の視点以上に、起きてからではなく、起きる前の環境整備がより必要だと思えます。問題行動の未然防止というよりも、そもそもその環境というのでしょうか、いじめが起きやすい環境があるということの現れではないかと、本当に重く捉えなければいけない内容だと思っております。D&I (Diversity & Inclusion) という考え方がありますが、海外ではそこにすごく力を入れる傾向があると聞いています。いじめを起きにくくするためには、ダイバーシティ、多様性だったり、一人ひとりのアイデンティティ、自己認識だったり、そこに対して教員の皆さんも生徒自身もどう向き合うかが一つ大きなトピックだと思えます。

そのためには五つほど必要なことがあると思えます。まず、そういった考え方を理解するための教員の研修です。次に、それを振り返る時間の確保です。非常勤職員の常勤化の拡充という話が最後にありまして、これも一つ効果のあることだと思いますが、実際に教員自身も悩み、戸惑うことがあると思えますので、その振り返りの時間の確保です。あとは、生徒自身が自分のアイデンティティに向き合って知る機会が、日々の授業の中や様々な場面でより必要だということです。また、感情表現がよりしやすくなるようないろいろなツールもありますので、その活用ですとか、様々な多様性があるということの理解が柱とも聞いておりますので、そういったことを様々な事例を学びながら考えていけたらと思います。ですので、このままの内容で良いのか、このままの配分で良いのかというのは、ぜひ見直してください。よろしく申し上げます。

鯉渕教育長

何か言うことはございますか。御意見だと思いますが。

住田人権教育・児童生徒課長

御意見につきましてはありがとうございます。真摯に受け止めて対応させていただきたいと思います。

一つ、数値の訂正をさせていただきます。表面の「1 学校の取組」の「(1)『学校いじめ防止対策委員会』による組織的対応の徹底」で御説明しました本文2行目、前年度に比べ3,964件と御説明させていただきましたが、間違いです。正確には4,775件でございます。訂正をよろしくお願いいたします。63.2%の増加につきましては、変更はありません。失礼いたしました。

木村委員

よろしいでしょうか。様々な意見があるのですが、まず、件数が増えた理由として、校長研修を通じた認知への価値付けが挙げられるとあります。積極的にそういったものを見つけたとのことですが、これは本当ですか。そういったエビデンスがあればぜひ教えてほしいですし、大体こういったいじめ関係の調査を行ったときは、認知件数が増えたのは積極的に調査したからだというようなことをいろいろところで言われますが、本当にそうなのかというところがものすごく大事だと思っています。先ほど森委員もおっしゃっていましたが、対症療法的なものも一つですけれども、一番大事なのは未然に防ぐことで、そこにはやはり学校だけではできないことが必ずあると思います。基本的には家庭教育も含めてつながっているわけですから、学校だけではなくて、そういったところをどう考えるか。

あと、ちょっと飛んでしまいますけれども、Y-Pの活用も実施率が高まっていて、その効果や変容はどうなのかというのも、もう少し知りたいです。これから中学校の部活動は地域移行されていきます。部活動にはいろいろな意味がありまして、正課の授業以外で子供たちの様々な交流等々を含めた教育もありますが、それが今度、地域移行されていきます。そうすると、そういったものだけではなく、学校のいろいろなもので子供たちの社会的スキルを蓄えて鍛えていくということであれば、このY-Pにどれだけの効果があったのかというのを、是非教えていただければと思っています。

あともう一つ、いじめは、基本的に犯罪につながる大きなものだと思いますから、未然に防ぐこと、ここをプラスでしっかり考えるべきかと思っています。また、組織の様々な対応の中で、学校警察連絡協議会など、そういった組織との関連はどうなのか。さらに、次回でも良いのですが、研修内容について、どういった研修をしているのか。ラーニングピラミッドというのがありますが、講義を受けているだけだと定着率は5%なのです。だからこそ今、学校現場でアクティブラーニングを行うわけで、こういった研修は、管理職もアクティブラーニング的に様々な展開していかないと、そうなんだなということだけで定着していかない気がします。子供たちを健やかに育てていくことは、学校における肝になりますので、ぜひまた頑張っていただければと思います。以上です。

住田人権教育・児童生徒課長

今、いくつか御質問・御意見を頂きまして、御意見につきましては、真摯に受け止めて対応させていただきたいと思っております。まず、御質問にあった、本当にこの認知件数は伸びているのかについてですが、伸びている理由として、校長研修等での認知の感度が上がったからなのかというお話がありました。それにつきましては、全てではないのですが、いわゆる認知件数が上がった一つの理由といたしまして、相互認知という考え方が進んでいるということがあります。こ

これは、例えば1件のトラブル、事案に関して、被害・加害という被害性と加害性だけに着目しますと被害の1件ということになるのですが、中にはお互いに嫌な思いをしている。これは、いじめの定義からすると、「いじめ」になるわけです。そうすると、1件のトラブルから2件以上、2人以上、お互いにいじめだという認知の方向性が進んでおります。ある区の小学校においては、一昨年度、そういった相互認知と申しますか、1件のトラブルにおけるいじめの認知は8件であったのが、令和4年度に関しては45件まで件数が上がっている例もございます。そのような相互認知という考え方が進んでいるというのが一つの例であると思っております。

近藤人権健康
教育部長

ありがとうございます。先ほど森委員からもありましたが、私たちも未然防止が一番大切だと思っております。そのために、今、木村委員がおっしゃったように、Y-Pアセスメント又は指導プログラムというのは、非常に有効なツールになるのではないかと考えています。特に横浜プログラムのY-Pアセスメントについては、子供たちの自尊感情、他者への共感や配慮という二つの軸があって、そこが集団としてどのような変容をしているかというのが年に2回取ると見られますので、そこを見て、私たちの取組が効果的であったかということ客観的に見ていきたいと思っております。これは第4期横浜市教育振興基本計画のいじめの取組の指標にもなっておりますので、この指標そのものに妥当性があるかどうかも含めて、より効果が分かりやすいように研究を進めていきたいと思っております。

それから、学校警察連絡協議会等の関連機関との連携でございます。先ほどの研修の話ともつながりますが、専任教諭の夏の研修である夏期研修や、月ごとの研修などで、つまり木村委員がおっしゃったように、法律に触れるようないじめの場合には、即座に警察と連携して教育的な健全育成についての取組をするということで、専任教諭を中心に各区の警察署とは連携を図っております。また、月々の区の専任会には、関係機関の方もいらっしゃいます。そういうところで連携を図っています。また、研修は本当に大切ですが、より効果的な研修ということで、夏には危機管理研修と申して、こういう状況が起こったときにどう反応するかというのを、スピード感を持ってやるような研修や、傾聴訓練と言いましてしっかりとお話を聞くということで、カウンセラーを講師に、講義形式だけではなくワーク中心の研修を進めていきます。また、効果的な研修については、これからも研究を深めていきたいと思っております。以上でございます。

木村委員

ありがとうございました。ぜひどんどん進めていただければと思います。あと一つ言うのを忘れていたのですが、児童支援専任教諭、生徒指導専任教諭が中心になりますけれども、ここが孤独になったり一人だけということにならないように、ぜひこの辺りのサポートもお願いしたいと思っております。以上です。

大塚委員

今、取組状況をお伺いしました。今日の御報告の裏面に、いじめ防止市民フォーラムに参加された児童生徒からの言葉ということで、「自校の取組が、本当にいじめの防止につながっているのか改めて考える必要がある」とされています。今日の取組状況というのは、まさにこのことだと思います。本当にこれらの取組がいじめ防止につながっているのか。これを例えば誰かが読んだときにどう思うかということ考えると、保護者の方々がこれを読まれたときに、確かに手応えがあると受け止められているか。知識として、横浜市はこういういじめの件数がありこれだけ増えた、それに対して、教育委員会事務局としては指導主事がこの

ようなチームを作って対応しているとか、緊急対応チームを作っているとか、連携しているとか、学校もこれだけ取り組んでいるという知識的な部分は得ることができる、教育委員会事務局としてできることをきちんと伝えるという役割は果たせていると思います。一方、いじめ防止につながっているという実感としてはどうなのだろうかと思います。先ほどの御報告で、10,000件を超える件数の中には、既に解決しているものもたくさんあると思います。しかし、やはり解決以前に未然防止があれば、この件数はここまで来ないということなので、再発防止策はもっと必死に工夫していかなくてはいけないと思います。

特にこの中で、こういう部分に触れていくのが大事なのではないかと思うのですが、まず最初は認知から入っていきます。教職員にとっての認知力というのは非常に重要で、かつては認知すらされないいじめがものすごく多かったわけですから、どんなに子供が口を閉ざしていても、そこに気付けるような教職員や周囲の大人がそこにいる。そんな認知力が一つ目に入ってくるのは確かに大事なのですが、そこ止まりのように感じてしまうのが非常にもったいないと思います。この認知力を効果的に生かして日々の授業にどうつなげているかという、その日常化の部分が、この学校の取組の中でもきちんと語られていくことが重要ではないかと思います。日常化が語られれば、初めて保護者の方や、中学生・高校生がこれを読んでいるかどうか分かりませんが、手応えがある。確かに授業の中で自分たちの感覚がこのように成長しているなど児童生徒自身も認知できているのは、教職員、学校、教育委員会事務局がこのように努力しているからだということにつながってほしいなと思います。

もう1点、「1 学校の取組」の「(3) 子ども主体のいじめ未然防止の取組」が大きく二つになっています。「横浜子ども会議」は、確かに今、横浜市の核になっていますし、参加させていただいてすごく手応えも感じています。各学校がそれぞれ一生懸命対話してきたものが各区で挙げられ、各区から横浜市になっていくというプロセスが非常に充実してきているなと考えます。一方、横浜子ども会議は一つの特化した大きな取組であって、日常化にどうつながっているかというところはもう一つかなと思います。

Y-Pも同じです。Y-Pのことについて書かれている左下に、「Y-Pの考え方を生かした授業づくりを全市立小学校に向けて公開し、学校間での学びにつなげました」とあります。子ども自身が認知力を高める授業をどう作っているかということ、これを読んだ方が、日々の授業の国語でこうなんだとか、各教科をここに載せることは無理ですが、保護者にとっても子供にとっても授業が一番身近で最も中核なものですから、その授業の手応えというものがここに入ってきてほしいなと思います。

あわせて、横浜市は様々な全領域・教科で授業研究会というのをしています。その授業研究会の中で、やはりこのY-Pの考え方、又はY-Pの考え方の土台は人権教育そのものですから、誰もが安心して学べる授業環境ができているか、そういう発問がされているか、子供同士の豊かな関係性の中でグループ学習ができているか、そういったことへの言及が「子ども主体のいじめ未然防止の取組」の中に入っていくことで、子供の認知力がこう高まってきているとか、子供の関係性づくり、仲間づくりで、おかしきことをおかしきと言える表現力を子供自らが自覚しているかというところに、ぜひ今度は焦点を当てて発信していただきたいと思います。意見です。よろしくお願ひいたします。

鯉淵教育長

よろしいですか。

近藤人権健康
教育部長

ありがとうございました。基本的には今、大塚委員が捉えているようなことを私たちも大切に捉えています。例えば、認知件数を上げることが目的ではなくて、見つけたもの一つひとつに対してしっかりと対応したり向き合っていくことがとても大切なので、数が増えてくればそれが本当にきちんとできているのかしっかり確認していくことも、私たちとしてはとても大切なことかと思っています。また、今お話があったように、日常化、つまり、授業の中でいじめを生みにくい授業であったり学級風土を作ることも、私たちは大切なことだと思っています。ぜひそういうところに視点を向けた発信を今後もしていきたいと思っています。ありがとうございました。

中上委員

2点あります。1点目は、「1 学校の取組」で、「(1)『学校のいじめ防止対策委員会』による組織的対応の徹底」に触れられております。いつも話が出てきますが、やはり早期発見、早期対応ですね。特に初期対応の違いでボタンを掛け違えると、後々、保護者の方の信頼を失い、不幸にも裁判までいくケースになります。やはり最初の早期発見、早期対応と、先ほど御説明のあった再発防止についての研修など、しっかりした学校は、毎月、学校のいじめ対策委員会で、ヒヤリハット案件も含めて教員全員で共有して再発防止につなげていくという、地道ですが当たり前の取組をきちんと取り組んでいることが再発防止には非常に大事なのかなと感じます。皆さんにはいつも取り組んでいただいていますけれども、子供たちには当然ですが保護者にも寄り添って丁寧な説明なり、初期対応を行うことが大事なのかなと思います。1点目で言いたかったのは、私も横浜市立大学の事務局にありましたので、医療事故についての再発防止の議論をしてきました。そこでもヒヤリハットをいかに共有して、その問題点をみんなで再発防止につなげていくか。ヒヤリハットを検出して、それにどう取り組んでいくかが大きな要素だったと感じましたので、今お話ししました。

2点目は、「2 教育委員会事務局の取組」の「(1)学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援」という項目がありますが、学校教育事務所の役割は非常に大きいですし、よく頑張っておられるなという気がします。本来の指導主事の役割である学力向上の学校マネジメントの指導とともに、今はいじめの問題について、先ほど言いましたように保護者に寄り添った指導をされているなという気がします。いろいろアンケートでお聞きした中でも、SSW、学校支援員、弁護士等をより活用しやすいような具体的な検討が必要であるという課題が挙げられていました。先ほどスピード感を持ってとありましたが、保護者対応も含めて、いかに迅速な方法を学校に指導していくかという学校教育事務所の役割がますます大事なのではないかと思います。

いずれにしても、あってはならない重大事態について、文部科学省の基準も年々厳しくなってきたのは当然なのですが、ややもすると、中には、昔だったら子供同士で、子供もそのときは傷ついたけれども後で立ち直ったり、学校の初期対応で、学校もお子さんもそれなりに良いという状況でも、保護者の方の意向が強くて30日登校をさせず、どうしても重大事態になってしまうなんていうケースもたまにお聞きします。学校教育事務所も限られた人員で支援しておりますので、あってはならない重大案件のほうに集中して全精力を使っただいて、ある程度軽易なものについては、学校自身が日常の中で解決するようにしていただければと思います。意見です。

近藤人権健康
教育部長

ありがとうございます。前段のヒヤリハットの段階で早めに対応するべきだということと、今の重大事態について、しっかりと対応しなければいけないものに

精力を使って対応しようということの御意見をいただき、ありがとうございます。学校のいじめの認知は、認知報告書という形で学校教育事務所に上げられます。学校教育事務所には、先ほどの緊急対応チームのいじめ対応に特化した指導主事が専任で1人ずつおりまして、各校から出てきた認知報告書を必ず確認させていただいております。その中で、例えば、怪我があったものや金銭の授受があったものなど、これからしっかりと指導していかなければもっと大きなことになってしまうのではないかとこのものを、スクリーニング、つまり、そこで軽重をかけ、これは学校で解決できる、これは教育委員会事務局の支援が必要だという、スクリーニングをかけて緊急対応チームでは対応させていただいております。選択と集中ではありませんが、そういう形でしっかりと教育委員会事務局が支援すべきものを見極めて、これからも取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

中上委員

ありがとうございます。私が言いたかったことをちゃんと的確に受け取っていただいて、本当にありがとうございます。私も同じような気持ちで、あってはならないことについてはしっかりと対応して、学校で日常的に取り組むものはきちんと学校で頑張ってもらおうということに尽きるかと思っております。よろしくお願ひします。

四王天委員

認知件数が12,000件を超えるということは、学校の稼働日で考えたら1日50件から60件ほど発生しているということで、これはやはり大きな数字であり、なかなかなくなるものだなということでも認識を新たにしなければいけないと思っております。それで、その認知の仕方ですが、Y-Pなどの自ら発信する方法や、横浜子ども会議などで子供自身の意識の高まりを求めるものと、もう一つ、他からの発見という二つの方向性があるかと思っております。その発見は、主に担任の業務として、日々、自分の担任する約40名の生徒のことを細かく見ながら、その変化に気付かなければいけないということですが、毎日変化があるかどうか40人全てをチェックするのは非常に大変なことだろうと思っております。

そこで、児童支援専任、生徒指導専任という教諭が学校に配置されているということですが、この方たちの役割と規模、仕組みについて、もう少し詳しく教えていただけるとありがたいです。

住田人権教育・児童生徒課長

小学校には児童支援専任という名前で、中学校には生徒指導専任という名前で配置されております。先ほども言ったとおり、中学校は50年、小学校は10年の歴史があります。この専任教諭は、校内での任命によって決まっておりますが、基本的には担任を持たずに授業時数も軽減された状態の中で、いわゆる学校の中のいじめや暴力行為、不登校、発達障害等の諸課題に対応するため、校内での児童指導、生徒指導の中心的な役割として配置されております。また、地域や関係機関等との連絡の窓口も担っています。また、中学校も兼務することになりましたが、特別支援教育コーディネーターも兼務しております。

先ほどもありましたけれども、学校の中では、基本的には担任の先生が子供たちの様子を常に見ている状況ですが、専任教諭は割と遊軍的に、例えば朝の登校時には、担任の先生は教室で、専任の先生は校門等で子供たちを迎え入れる中で子供たちの様子をしっかりと見取り、ちょっと様子を変だなというお子さんがいたらその担任の先生に連絡をしたり、割と全体を見渡せるような立場の立ち位置になっております。

四王天委員	今485校ですか、この方たちの全校配置がなかったというような報告がありました。全国的に学校にはこのような配置義務的なものがあるのでしょうか。
住田人権教育・児童生徒課長	全国的に見ると、もちろん全校配置をしている自治体もありますし、そうでないところもあるのですが、基本的に横浜市を取組としては、非常に全国に誇れる専任制度とっております。例えば神奈川県内で言いますと、川崎市や相模原市に関しては、同じように全校配置をしておりますが、定数化まではまだいないところもありまして、その後の補充に関しては非常勤だったりしております。また、他都市、大阪市や広島市なども同じような状況で配置しておりますが、横浜市は独自でかなり先進的な取組をしておりますので、毎年、他都市から視察等に来ているような状況があります。
四王天委員	世の中、教員不足が言われる中、あえてそのような先生方を配置しているという取組と捉えてよろしいですか。
住田人権教育・児童生徒課長	はい。おっしゃるとおりでございます。
四王天委員	あともう一つ、こういう報告は小中学生の数値になりますが、高校生のいじめの実態はどうかというレポートみたいなものはないのでしょうか。
住田人権教育・児童生徒課長	人権教育・児童生徒課では、小中学校、義務教育学校に関する数で取りまとめさせていただいておりますが、「1 学校の取組」「(1)『学校いじめ防止対策委員会』による組織的対応の徹底」の上から7行目のところがございます「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」というのは、国のほうで高等学校も特別支援学校も含めて全部に調査をかけておりますので、数的には把握できておりますし、それを取りまとめて国に出してはおります。ただ、先ほど言いました児童支援、生徒指導専任教諭の配置に関しては、小中学校となっております、まだまだこれからの課題であると認識しております。
四王天委員	もしこちらが望めば、高等学校の実態なども分かりますか。小中学校での取組が高等学校にも生きると信じていたいので、その辺りも横浜市全体の教育として、考えて取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。
森委員	ここまでの議論の中で、いじめ重大事態に対してはより注力すべきという御意見や、学校が対応すべき部分についての意見なども出ておりました。いじめ重大事態に発展している時点で、子供たちの状況も気持ちもぼろぼろの状態だと思っております。そして、学校が対応すべきものがあるということはもちろんそうなのですが、その環境が整えられていないことは教育委員会事務局の責務だと思います。なので、今行っていることをそのまま満遍なくやるというのは効果が出ていないのではないかとこの気持ちを持って、数字に出てきていないたくさんの子供たちが今、居心地良い状態で授業を過ごせていないことを、この数字以上に想像していただきたいと思います。学びや学力はいろいろな政策でも語られていますが、今その土台となる部分が揺らいでいることを重く捉えて、危機感を持ってお願いいたします。

鯉渕教育長

ほかによろしいでしょうか。それでは、次に議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第16号議案「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針（原案）について」は、市会への報告案件のため、教委第17号議案「教職員の人事について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、教委第16号議案及び教委第17号議案は、非公開といたします。次に、教委第15号議案「横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」所管課から御説明いたします。

石川学校教育
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。教委第15号議案「横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」お諮りいたします。1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。「提案理由」でございます。「義務教育学校における学校運営協議会の委員数を15人以内から20人以内とするため、横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正したいので提案する。」ものでございます。詳細は所管の課長から申し上げます。

須山学校支
援・地域連携
課長

学校支援・地域連携課長の須山でございます。説明を続けさせていただきます。今、御覧いただいた「提案理由」の次の3ページが、公布の案文でございます。その次の裏面の4ページは、改正の内容を新旧対照表で付しております。下線部が改正の内容でございます。

このことにつきまして、説明資料でもう少し詳細を御報告していきたいと思っております。その次につづってあります説明資料の1ページ目を御覧ください。「1趣旨」につきましては、前段で申し上げたとおりです。

「2 規則を一部改正する理由」を御覧ください。義務教育学校は、小学校段階に相当する6年の前期課程及び中学校段階に相当する3年の後期課程から成り立っており、現在は一つの学校として、協議会の委員数は15人以内となっております。協議会の設置については、規則第3条において、「小中一貫教育又は中高一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一つの協議会を設置することができる。」と定めています。また、委員数については、規則第4条において、「協議会の委員は、15人（2以上の学校について一つの協議会を設置する場合にあっては、20人）以内」と定めています。しかし、義務教育学校が9年間を通じて一貫した教育を行うために、小学校と中学校の機能を併せ持っていることを考慮すると、実質的には2以上の学校について一つの協議会を設置している状況であるとみなすことができます。そのため、義務教育学校における協議会の委員数を、現在の15人以内から、「2以上の学校について一つの協議会を設置する場合」と同じ20人以内とするため、規則を一部改正させていただきたいと考えております。

理由については今申し上げたとおりですが、補足をいたしますと、義務教育学校が市内に3校ございます。ある義務教育学校の協議会の委員数は15人ですが、学校が協議会に対して一つの提案をいたしました。この学校では、協議会を土日に開催してきましたが、平日開催して、児童生徒、教職員が参加する回

を設けさせていただきたいということで、協議会にお諮りしました。協議会もその趣旨はお認めいただいたのですが、土日なら参加できるけれども平日は出席が難しい委員がいるということで、もう少し委員数を増やせないかという御提案がありました。このことで学校から教育委員会事務局に相談があり、今回の提案とさせていただいた次第でございます。

資料の説明を続けます。「3 改正内容」は、これまで御覧いただいたとおり、下線部の「又は義務教育学校について設置する場合」を追記させていただきたいと思います。「4 公布日」は、6月23日発行の横浜市報に登載して公布する予定でございます。「5 施行日」は、令和5年7月1日から施行します。

「6 意見公募手続」。この規則改正は、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第3条第6号に該当するため、意見公募手続は実施しません。このことについて、次の資料等でもう少し説明してまいります。おめくりいただきまして、2ページ、3ページ、4ページは、現行の規則を掲載しております。その次の資料5ページを御覧ください。「横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱（抜粋）」でございます。第3条、適用除外。「次に掲げる規則等を定める手続については、この要綱の規定は、適用しない。」ということで、第6号を御覧ください。「市の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める規則等」ということで、学校運営協議会は、その他の組織としてこの要綱を適用し、意見公募は実施しないということで説明させていただきました。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

鯉淵教育長

所管から説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

森委員

この改正についての異議はありません。その背景についてもう少しお聞きしたいのですが、今、児童生徒と教員の皆さんも学校運営協議会に参加したいというお話があったと思いますが、それまでは管理職の方だけが参加していたということでしょうか。

須山学校支援・地域連携課長

御質問ありがとうございます。学校運営協議会に校長が委員として入っておりますので、教育委員会事務局としての機能である事務方の教職員以外は校長が参加しておりました。

森委員

そういったところに児童生徒も実際に入って、自分たちはどんな学校を作っていきたいのかという発言をしていきたいと。そういう流れになってきたという理解でよろしいでしょうか。

須山学校支援・地域連携課長

この学校だけではないのですが、児童生徒が参加するときは、学んでいる様子も含めて、その児童生徒の考えが学校運営協議会でも共有されます。教職員については、実はこういう悩みや課題があるということも含めてしっかりと共有させていただいて、進めているような実態がございます。

森委員

すごく良い流れだと思います。地域の皆さんが参加する中で、児童生徒自身が思っている学校の課題やニーズもしっかり発言できて、それに対する地域の皆さんからのお話も聞くことができる。そうやってみんなで考えていくチャンスが、このような改正によって更に進んでいくことは、非常に良い流れだと思います。ありがとうございます。

鯉淵教育長	ほかによろしいでしょうか。
四王天委員	義務教育学校は前期課程と後期課程があるので、委員の人数が増えることは全然構わないと思います。この運営委員の選定ですが、先ほどの増やす理由として、平日参加が難しいということが挙げられておりました。なので、原則として学校開校日に参加できる方といった要項みたいなものは必要ないのでしょうか。
石川学校教育企画部長	学校運営協議会は、学校の運営や学校経営に、地域の方あるいは関係の方あるいは学識経験者の方に参加していただくという趣旨でございます。ですので、別のお仕事をされている方も多数おられますから、いろいろな方が参加しやすいように各学校で工夫して、平日に開催したり、土日に開催したりというような方法をしております。委員になる方の属性や条件を厳しくしていることはありません。やはり学校の教育に参画していただく方あるいは協力していただける方を、学校で広く選定していると考えております。
四王天委員	ということは、やはり土日しか参加できないけれども、委員として必要な方はいらっしゃるということですね。分かりました。
鯉淵教育長	ほかに。
木村委員	これは本当に重要な組織だと思います。学校も、外の目、地域の目、そういったところでどう健全に運営していくかが大事だと思いますので、人数を増やすのは良いですし、そこの中身をぜひ学校現場で検討していただいて、グッド・プラクティスだったらいろいろなところに広げていければと思っております。私もかつて、学校運営協議会ではなくて、我が町支援員として活動したことがあるのですが、地域の方の学校に対する愛情や思いはすごいです。それをどう整理して、学校にどうつなげていくかというのがものすごく重要だと思いますので、ぜひ今後に期待したいと思います。以上です。
大塚委員	木村委員と重なるところが多いのですが、この人数の改正についての異議はございません。実際に人数が増えれば増えるほど、学校運営協議会の質をどう高めていくかというのには、学校も非常に苦勞されているのではないかと思います。そういったところで、学校担当の指導主事や、学校運営協議会に関して指導・助言してくださる指導主事の存在は、非常に大事ではないかと思います。恐らく学校によっては、学校運営協議会の御相談というのがそちらのほうに入ってくるのではないかと思います。ぜひ学校運営協議会の質が高まるような指導・支援や指導主事派遣といったところにも、これまで以上にお力を注いでいただきたいと思っております。要望です。
鯉淵教育長	よろしいでしょうか。それでは、教委第15号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。
各委員	<了 承>
鯉淵教育長	それでは、原案のとおり承認させていただきます。以上で公開案件の審議が終了いたしました。事務局から報告をお願いします。

片山総務課長

次回の教育委員会定例会は、6月22日木曜日の午前10時から開催する予定です。また、次々回の教育委員会定例会は、7月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、6月22日木曜日の午前10時から開催する予定です。また、次々回の教育委員会定例会は、7月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第16号議案「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針（原案）について」

（原案のとおり承認）

教委第17号議案「教職員の人事について」

（原案のとおり承認）

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時45分]